

後援名義の使用について

当事業団では、障害者、高齢者及び児童・母子福祉団体及び難病患者団体、並びに事故・災害被害者に対する支援とともにスポーツ、文化・芸術活動の振興を図る目的で後援名義の使用を承認しています。

1. 福祉全般に関する事業と認められるもの
2. スポーツ・文化・芸術の振興に関する事業と認められるもの
3. 医療・生活相談・災害支援に関する事業と認められるもの
4. 児童の母子の福祉に関する事業と認められるもの
5. 営利を目的としない活動と認められるもの
6. 特定の宗教・政治団体による活動、暴力行為、迷惑行為のおそれのない活動
7. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業と認められるもの

添付書類の説明

添付書類の説明

① 行事説明書	実施要領、募集要項など。
② 収支予算書	行事の収支予算書。入場料の内訳を記入。
③ 団体概要	会則、役員名簿など団体の概要が分かるもの。
④ 返信用封筒	82円切手を貼付のこと。
⑤ 過去活動実績	これまでに実施した行事のパンフレット、案内ハガキなど活動内容が分かるもの。

※ 必要に応じて追加の資料提出を求める場合があります。

提出先・問合せ先

- ◎ 申請書に添付書類を添えて下記へ提出してください。（郵送可）
- ◎ 助成申請は、後援名義使用申請書とセットで提出してください。（郵送可）

郵便番号 650-0040
神戸市中央区東川崎町1-5-7
公益財団法人 神戸新聞厚生事業団
理事長 江本 幸仁 宛て

Tel 078-362-7150
Fax 078-360-6658
E-mail k-kouseijigyou@kobe-np.co.jp

注意!!

提出は後援名義を使用する2ヶ月以上前に提出してください。

申請書は「事業選考委員会」で当事業団の定款に沿った内容かなどを厳正に審査をします。不許可の場合もありますので、ご了承ください。

公益財団法人 神戸新聞厚生事業団
 理事長 江本 幸仁 様

団体所在地

申請団体名

代表者職氏名

印

後援名義使用申請書

下記の事業を開催するにあたり、標記のことについて承認をいただきたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

新規	継続
----	----

行事名							
目的 (内容)							
実施日						時間	
開催場所							
主催団体名 (共催を含む)							
他の後援 申請先							
入場者数			名	参加料・入場料			円
その他							
連絡先	住所(郵便番号含む)、氏名(団体名・職名含む)、電話番号、FAX番号						
	〒	-		住所			
	TEL	-		携帯	-	-	担当者 役職
	FAX	-			-	-	氏名

1 遵守事項

- ① 営利を目的としない活動
- ② 特定の宗教・政治団体による活動、暴力行為、迷惑行為のおそれのない活動
- ③ 申請後事業計画に変更があるときは、ただちに届け出ること。
- ④ 事業終了後、速やかに別紙により行事報告書を提出すること。参加人数・状況など。
- ⑤ 上記の届け出、または報告がなされなかったときは、今後の承認ができなくなる場合がありますので注意してください。

2 添付書類

- ① 行事説明書(実施要領、募集要項等)
- ② 収支予算書(新規申請の場合と入場料があるものはすべて必要)
- ③ 団体概要(会則、会員等)
- ④ 返信用封筒(82円切手を貼付のこと)

公益財団法人 神戸新聞厚生事業団
 理事長 江本 幸仁 様

平成 年 月 日

団体所在地

申請団体名

代表者職氏名

印

助成金・助成品申請書

下記の件につき貴事業団の助成をお願いしたく申請します。

記

行事名						
助成金の必要理由						
希望助成金額					円	
助成品の必要理由						
希望助成品						
他の助成金があれば記入			円			円
			円			円
			円			円
			円			円
	計					

※ 助成申請書は必ず後援名義使用申請書とセットで申請してください。

※ 後援名義使用申請書の添付書類（収支予算書等）を忘れずに同封願います。

以下は記入しないでください。

決定助成金額		決定助成品	
	円		

公益財団法人 神戸新聞厚生事業団
理 事 長 江本 幸仁 様

団体所在地

申請団体名

代表者職氏名



行事实施報告書

貴団の後援名義使用等の承認を受けて開催した行事について、下記のとおり実施結果を報告いたします。

行 事 名			
目 的 (内 容)			
実 施 日		時 間	
開 催 場 所			
主 催 団 体 名 (共 催 を 含 む)			
他 の 後 援 申 請 先			
実 施 の 状 況 (参 加 者 等)			

※なお、プログラム、収支決算書等の資料を添付してください。

平成 26 年 月 日

公益財団法人 神戸新聞厚生事業団
理事長 江本 幸仁 様団体所在地 神戸市中央区東川崎町1-5-7
申請団体名 ○○財団法人 ○○手をつなぐ会
代表者職氏名 理事長 六甲 太郎

後援名義使用申請書

下記の事業を開催するにあたり、標記のことについて承認をいただきたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

新規 継続

行事名	平成26年度 ○○大会						
目的 (内容)	○○が○○を通じて○○会を実施することで、広く一般市民の○○に対する関心を高め、文化の発展に寄与することを目的とする。						
実施日	平成26年3月9日(水)～					時間	午前10時～午後3時半 or 10:00～15:30
開催場所	神戸市中央区 ハーバーランド会館						
主催団体名 (共催を含む)	○○協議会						
他の後援 申請先	内閣府、○○県、○○市、○○施設連盟、○○社会福祉協議会、○○テレビジョン、○○新聞社						
入場者数	1,000		名	参加料・入場料		円	
その他							
連絡先	住所(郵便番号含む)、氏名(団体名・職名含む)、電話番号、FAX番号						
	〒	650 - 0044	住所	神戸市中央区東川崎町1-5-7			
	TEL	078 - 362 - 7150	携帯	-	-	担当者	役職 事務局長
FAX	078 - 360 - 6658		-	-	氏名	神戸 太郎	

1 遵守事項

- 営利を目的としない活動
- 特定の宗教・政治団体による活動、暴力行為、迷惑行為のおそれのない活動
- 申請後、事業計画に変更があるときは、ただちに届け出ること
- 事業終了後、速やかに別紙により行事報告書を提出すること。参加人数・状況など
- 提出なき場合は今後、後援・助成対象の許可条件とします

2 添付書類

- 行事説明書(実施要領、募集要項等)
- 収支予算書(新規申請の場合と入場料があるものはすべて必要)
- 団体概要(会則、会員等)
- 返信用封筒(82円切手を貼付のこと)

公益財団法人神戸新聞厚生事業団 助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人神戸新聞厚生事業団（以下「この法人」という）の公平かつ効果的な助成活動の促進を図るため、交付等に関して必要な事項を定める。

(助成金の交付対象)

第2条 この法人は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、第1項に掲げる団体等が行う事業のうち、第2項に掲げる事業に要する経費の全部または一部を助成する。

- (1) 定款第3条に規定する障害者福祉団体等
- (2) スポーツ・文化・芸術団体
- (3) その他、必要と認めた福祉団体

2. 助成対象となる事業は、助成事業者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 障害者、高齢者及び児童の福祉に関する事業
- (2) 母子の福祉に関する事業
- (3) スポーツ等振興に関する事業
- (4) 文化・芸術の振興に関する事業
- (5) 医療・生活相談・災害支援に関する事業

3. 次の各号のいずれかに該当する場合は助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の宗教及び政治団体による活動を目的とするもの
- (3) 企業・各種団体による宣伝活動

(助成金額)

第3条 助成金額は、1事業あたり100万円以下とし、1団体等からの申請は、1事業年度につき3事業以内とする。

(助成金の交付申請)

第4条 前条の助成金の交付を受けようとする者は、企画内容を助成金交付申請書（様式第1号）に明記し予算書等を添付、この法人が別に指定する期日までに提出しなければならない。

(助成金の申請期日)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業開催日の2カ月前までに申請をしなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 この法人は、第4条の申請に係る書類を事業選考委員会で審査を行い、助成金の交付及び額を決定し、助成金交付通知書（様式第2号）により申請者宛に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第7条 この法人は、助成対象事業が次の各号のいずれかに該当するとき

- (1) この要項の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 事業中止のときは、30日以内に交付助成金を全額返金する。

(事業報告)

第8条 前条の通知を受けたもの（以下「助成事業者」という）は、助成対象事業完了後30日または、4月30日のいずれか早い日までに事業報告書（様式第3号）をこの法人に提出しなければならない。

附 則

この規程は、公益財団法人神戸新聞厚生事業団の最初の登記の日から施行する。

公益財団法人 神戸新聞厚生事業団

事業選考委員会 (公1、公2)

井上 龍二	神戸新聞厚生事業団 常務理事
大塚 良一	神戸新聞厚生事業団 事務局長
林 芳樹	元神戸新聞論説委員室 顧問
中西 光政	神戸市垂水区社会福祉協議会 理事
飯尾 理郎	元 神戸市手をつなぐ育成会 専務理事

